

横手市ネーミングライツ・パートナー募集要項

【特定募集型】

1. 趣旨

本要項は、「横手市ネーミングライツ導入に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、横手市ネーミングライツ・パートナーの募集について、必要な事項を定めるものです。

2. 愛称の基本条件

- (1) 市民や施設等利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称であること。
- (2) 横手市広告掲載要綱第3条の基準を満たすものであること。
- (3) 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできないこと。
- (4) その他
 - ・市民や施設等利用者の混乱を避けるため、正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。また、提案いただいた愛称の表記等については提案の意図を損なわない範囲内で協議させていただく場合があります。
 - ・募集する対象施設の個別の条件につきましては、下記「4. 対象施設」をご確認ください。

3. 愛称の使用期間（契約期間）

令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

4. 対象施設

施設名	所在地	希望額(年)	愛称の条件
横手市立体育館	横手市赤坂字館ノ 下48番地2	500万円	・「よこて」を愛称に含めること（平仮名、漢字等表記の方法は問わない）

※詳細は別紙「施設調書」を参照

5. 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次表のとおりとします。

ネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担する必要があります。

区 分	横手市	ネーミングライツ パートナー
対象施設の敷地内の看板等の表示変更		○
対象施設の敷地外の看板等の表示変更 (道路案内表示含む)		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行するパンフレット、封筒等の 印刷物や市ホームページの表示変更	○	

※敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について変更し、新規看板の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※市で発行している印刷物については、残部数や改定時期を考慮し、ネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、変更時期を決定するものとします。

6. 応募資格

次の要件の全てを満たす法人格を有する団体が応募できるものとします。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと。
- ② 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ③ 公租公課を滞納していないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ⑤ 横手市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けていないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）による清算の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 政治団体又は宗教団体でないこと。
- ⑧ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団（横手市暴力団排除条例（平成24年横手市条例第2号。以下、「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している団体と密接な関係がないこと。

7. 申し込み方法

（1）申込書類

- ① 横手市ネーミングライツ・パートナー申込書（様式1）
- ② 団体（会社等の）概要（任意様式）

- ③ 直近 2 事業年度分の決算報告書
 - ④ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から 3 ヶ月以内のもの
 - ⑤ 納税証明書（法人税、消費税、都道府県税の滞納がないことの証明書で、発行日から 3 ヶ月以内のもの。）
- ※市税分は、申込者の同意に基づいて調査、確認を行います。

（2）提出部数 1 部

（3）提出方法

申込書類は、郵送・直接持参・電子申請のいずれかの方法で横手市財産経営課（横手市役所本庁舎）へご提出ください。なお、郵送の場合は、受付期限最終日の当日消印有効とします。直接持参の場合は、募集期間の土曜、日曜及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までにご提出願います。

（4）再募集等

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集条件を見直し再度募集を行うか、又は募集を取りやめることとします。

（5）留意事項

- ① 申込みに際しては、基本方針を必ずご確認ください。
- ② 申込みに要する経費は全て応募者負担とします。
- ③ 申込書類等はネーミングライツ審査委員会へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的で使用する場合があります。
- ④ 申込書類等は返却しません。また、横手市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

8. 募集期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から 10 月 31 日（金）まで

9. 質問事項の受付と回答

募集要項等の質問事項については、以下のとおり受付・回答を行います。

（1）受付期間

令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 5 時まで（必着）

（2）質問方法

様式 2 「ネーミングライツに関する質問票」に必要事項を記入の上、電子メール送信 または電子申請してください。電話などによる個別の質問にはお答えできません。

(3) 提出先

横手市 財務部 財産経営課 財産活用係

メールアドレス kanzai@city.yokote.lg.jp

(4) 回答方法と時期

質問の内容及び回答については、市ホームページにて公表します。

(質問した企業名・団体名は公表いたしません。)

10. 優先交渉権者の選定方法

募集期間終了後、基本方針に定める選定基準に基づき、ネーミングライツ審査委員会において優先交渉権者を選定します。その後、市と優先交渉権者が協議を行い、協議が調った場合にネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

11. お申し込み・お問い合わせ先

〒013-8601

横手市中央町8番2号 横手市役所本庁舎内

横手市 財務部 財産経営課 財産活用係

電 話 : 0182-35-2168 (直通)

FAX : 0182-32-4655

メールアドレス : kanzai@city.yokote.lg.jp



(様式1)

横手市ネーミングライツ・パートナー申込書

令和 年 月 日

横手市長 様

所 在 地 _____
法人又は団体名 _____
代表者職・氏名 _____

横手市ネーミングライツ基本方針及び募集要項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

応募内容	施設名称	
	施設の愛称	
	愛称の選定理由	
	ネーミング ライツ料	年額_____万円（消費税及び地方消費税を含む） ※1万円単位（千円以下は記載しないこと。）
	契約期間	_____年間 （令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）
	応募動機	
	社会貢献 活動の実績 や予定	
	特記事項	

申 込 者	法人又は 団体名称		
	主たる事務 所の所在地		
	業 種		
	業 務 内 容		
	連 絡 先	郵便番号・所在地	〒 -
		担 当 部 署	
		担当者役職・氏名	
		電 話 番 号	
F A X 番 号			
	E - m a i l		

【添付書類】

- ① 団体（会社等の）概要（任意様式）
- ② 直近2事業年度分の決算報告書
- ③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から3ヶ月以内のもの
- ④ 納税証明書（法人税、消費税、都道府県税の滞納がないこと
の証明書で、発行日から3ヶ月以内のもの）
※市税分は、申込者の同意に基づいて調査、確認を行います。

※応募に当たっては、下記の誓約を確認のうえ、□にレを記入すること。

- 私は、この度の応募を行うに当たり、次の事項について誓約・同意します。
- ☐ 横手市ネーミングライツ・パートナー募集要項に定める応募資格の要件を
全て満たしています。
- ☐ 提出書類の内容は事実と相違ありません。また、事実と相違することが判
明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申
立てを行いません。
- ☐ 市税等の滞納が無いことを市が調査、確認することに同意します。

【個人情報の取り扱い】

この申込書の提出に伴い収集した情報は、ネーミングライツ・パートナーの
選定のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

(様式2)

横手市役所財務部財産経営課 あて
メールアドレス
kanzai@city.yokote.lg.jp

ネーミングライツ・パートナー申込に関する質問票

令和 年 月 日

施 設 名		
質 問 内 容		
連 絡 先	法 人 又 は 団 体 名	
	郵便番号・所在地	〒 -
	担 当 者 部 署	
	担当者役職・氏名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	

ネーミングライツ導入希望施設調書

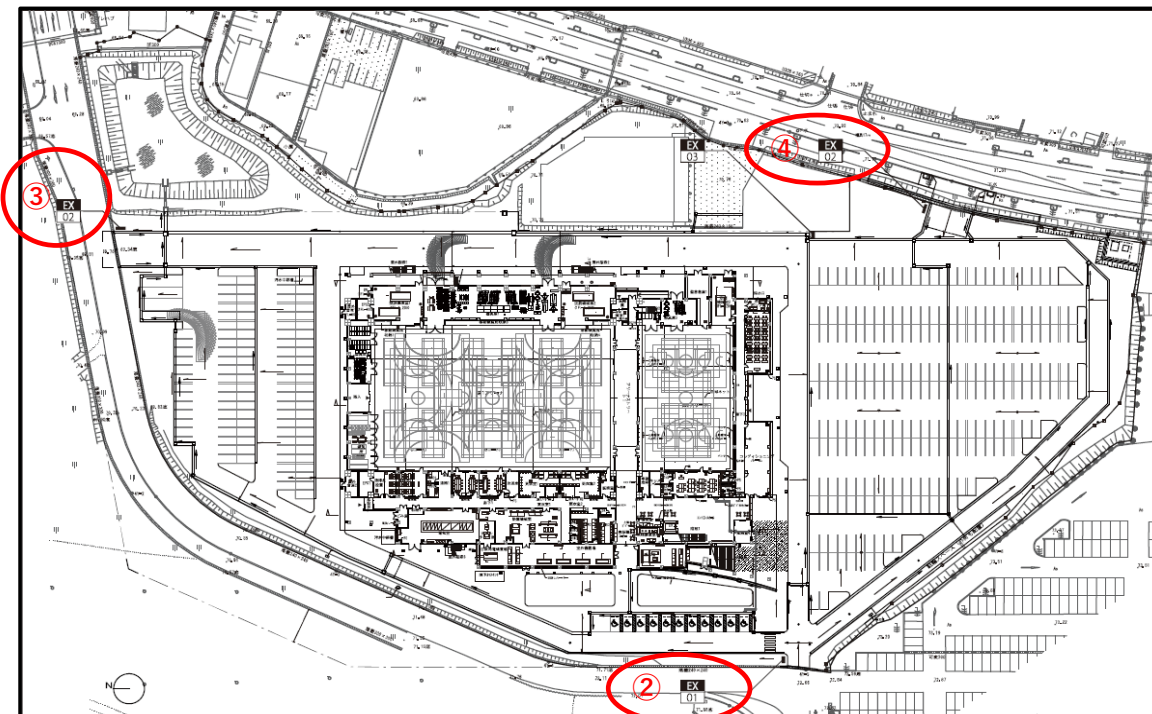
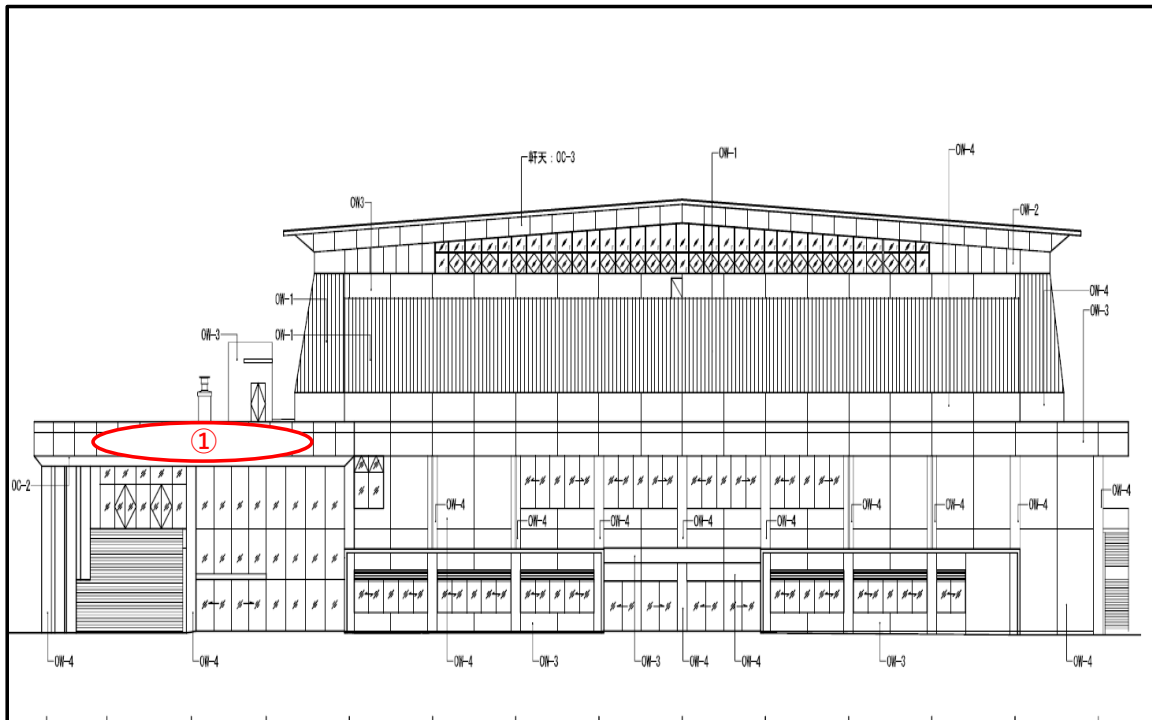
施設名称	横手市立体育館
所在地	横手市赤坂字館ノ下48番地2
電話番号	0182- -
FAX番号	0182- -
ホームページ	https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001140/1010772/1012039/index.html



設置年月日	令和8年4月1日		
設置根拠	横手市立体育館設置条例		
設置目的	スポーツ、文化等による交流の推進及び防災力の向上を図り、もって地域を活性化し、及びまちづくり並びに防災行政の整備及び推進に寄与するため		
建物規模／構造	建築面積：9,384.48㎡、延床面積：13,868.82㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造／地上2階建て		
主な施設内容	■第1アリーナ：2,733㎡（バスケットボールコート3面、バレーボールコート3面、バドミントンコート12面、卓球18面、フットサルコート1面、ハンドボールコート1面） ■第2アリーナ：1,059㎡（バスケットボールコート1面、バレーボールコート1面、バドミントンコート4面、卓球6面） ■多目的室（スタジオ）：125㎡ ■コンディショニングルーム：149㎡ ■会議室1：99㎡ ■会議室2：84㎡ ■ランニングコース：1周約270m ■客席数 第1アリーナ 2022席・第2アリーナ 248席 ※第1アリーナ 最大5,000人収容可能（可動含む）		
イベント等の開催状況	多くの主要大会やイベントの開催が見込まれる（現在、大会・イベント開催に係る予約を受け付けている）		
利用者人数	R 8年度 想定人数	90,200人	R 年度 — 人 R 年度 — 人
指定管理者	未定		
指定管理者の指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）を予定		
看板設置数 （施設名表示箇所数）	4箇所（施設1、看板3） ※詳細は別紙「看板設置箇所位置図」「看板設置箇所写真帳」を参照		
希望価格	年間500万円		
その他の （懸案事項等）	施設のグランドオープンは令和8年7月の予定		

施設所管部・課	横手市教育委員会	電話番号	0182-35-2173
	教育総務部スポーツ振興課	FAX番号	0182-32-6120
		メール	supotusinko@city.yokote.lg.jp

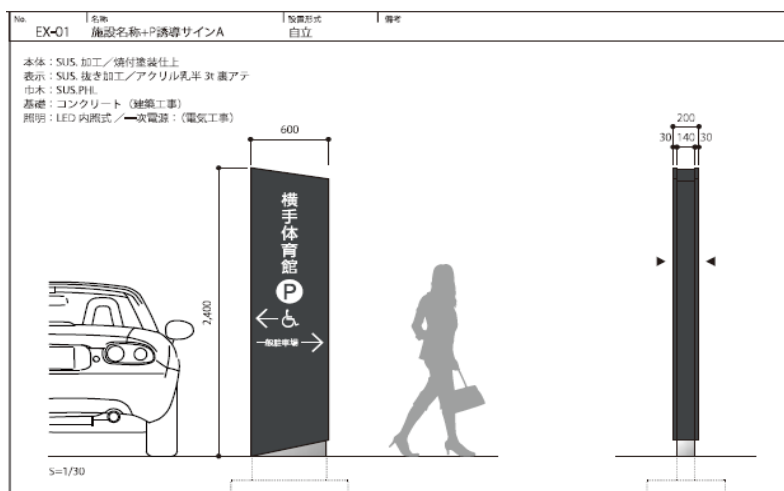
【看板設置箇所 位置図】



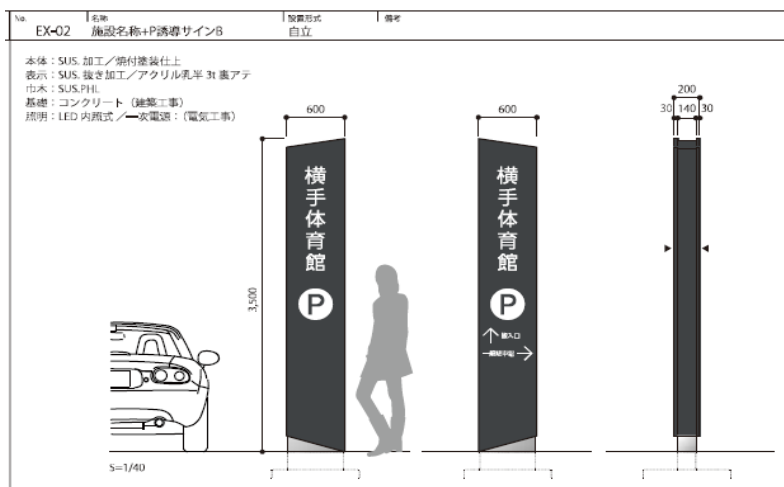
【看板設置箇所 写真帳】



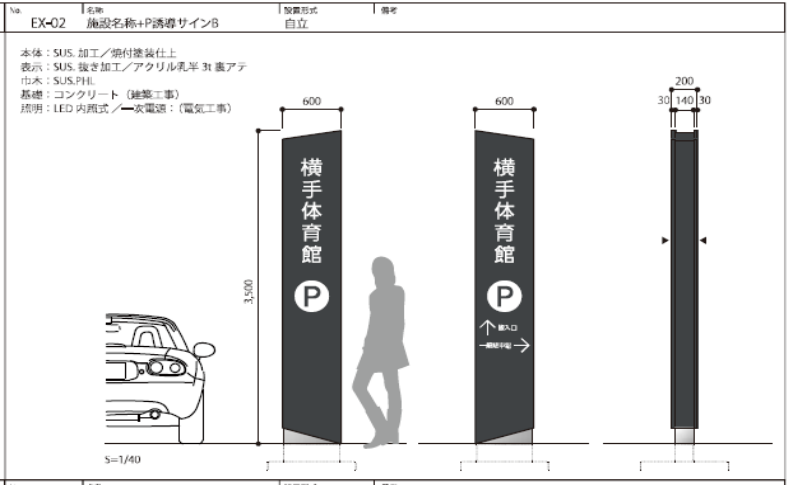
【看板設置箇所 位置図】 番号①に対応



【看板設置箇所 位置図】 番号②に対応



【看板設置箇所 位置図】 番号③に対応



【看板設置箇所 位置図】 番号④に対応